

令和5事業年度

事業報告書

外国人技能実習機構

## 1. 外国人技能実習機構（以下「機構」という。）の概要

### (1) 事業概要

機構は、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」第 87 条に基づき、以下の業務を行う。

- ア 技能実習計画の認定に関する事務を行うこと
- イ 実習実施者又は監理団体に報告を求め、実地に検査を行うこと
- ウ 実習実施者の届出の受理を行うこと
- エ 監理団体の許可に関する調査を行うこと
- オ 技能実習生に対する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと
- カ その他技能実習の適正な実施に関する業務
- キ 上記アからカまでに掲げる業務に附帯する業務

### (2) 事務所所在地（令和 6 年 3 月 31 日現在）

#### ア 本部

〒108-0022 東京都港区海岸 3-9-15 LOOP-X 3 階

#### イ 地方事務所及び支所

##### 札幌事務所

〒060-0034 北海道札幌市中央区北 4 条東 2-8-2  
マルイト北 4 条ビル 5 階

##### 仙台事務所

〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町 1-2-1  
仙台フコク生命ビル 6 階

##### 東京事務所

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 2-7-2  
アーバンセンター神田須田町 4 階及び 7 階

##### 水戸支所

〒310-0062 茨城県水戸市大町 1-2-40  
朝日生命水戸ビル 3 階

##### 長野支所

〒380-0825 長野県長野市南長野末広町 1361  
ナカジマ会館ビル 6 階及び 7 階

##### 名古屋事務所

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 4-15-32  
日建・住生ビル 5 階

##### 富山支所

〒930-0004 富山県富山市桜橋通り 5-13  
富山興銀ビル 11 階及び 12 階

#### 大阪事務所

〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋4-2-16  
大阪朝日生命館3階及び4階

#### 広島事務所

〒730-0051 広島県広島市中区大手町3-1-9  
広島鯉城通りビル3階

#### 高松事務所

〒760-0023 香川県高松市寿町2-2-10  
高松寿町プライムビル3階及び7階

#### 松山支所

〒790-0003 愛媛県松山市三番町7-1-21  
ジブラルタ生命松山ビル1階及び2階

#### 福岡事務所

〒812-0029 福岡県福岡市博多区古門戸町1-1  
日刊工業新聞社西部支社ビル5階及び7階

#### 熊本支所

〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1-7  
MY熊本ビル2階及び8階

## 2. 機構の沿革等

### (1) 沿革

平成29年1月 設立（法人登記）  
平成29年2月 本部事務所（仮事務所）設置  
平成29年3月 本部事務所移転（港南オフィス）  
平成29年4月 地方事務所・支所（全国13か所）設置  
平成30年2月 本部技能実習部移転（海岸オフィス）  
令和元年7月 本部監理団体部移転（海岸オフィス）  
令和元年12月 本部総務部・国際部移転（海岸オフィス）

### (2) 設立根拠法

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律  
（以下「技能実習法」という。）

### (3) 主務大臣

法務大臣及び厚生労働大臣

### (4) 審議等機関

評議員会（評議員は15人以内とし、労働者を代表する者及び事業主を代表する者

(それぞれ同数)を含む。)の令和5年度開催実績は、第1回評議員会を令和5年6月28日に、第2回評議員会を令和6年1月24日に開催を行った。

3. 資本金の状況 (令和6年3月31日現在)

政府出資金 : 193,040 千円 (前事業年度末からの増減なし)

民間出資金 : 0 千円 (前事業年度末からの増減なし)

4. 役員の定数、氏名、役職、任期及び経歴

(1) 定数

理事長 1人

理事 3人以内

監事 2人以内

(2) 役員名簿 (令和6年3月31日現在)

氏名	役職	任期	経歴
大谷 晃大	理事長	令和5年1月25日～ 令和7年1月24日	元仙台高等検察庁 検事長
村松 達也	理事	令和5年2月1日～ 令和7年1月31日	元厚生労働省 労働経済特別研究官
近江 愛子	理事	令和5年4月1日～ 令和7年1月31日	元大阪出入国在留管理局 関西空港支局長
高澤 滝夫	理事	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	元(一社)日本経済団体連合会 事業サービス研修グループ長
松田 誠太	監事	令和5年7月1日～ 令和7年1月24日	元東京海上日動火災保険 常務執行役員
石田 恵美	監事 (非常勤)	令和5年1月25日～ 令和7年1月24日	弁護士・公認会計士

5. 職員の定数 (令和6年3月31日現在)

581人

6. 当該事業年度及び前事業年度までの事業の実施状況及び事業計画の実施結果

(1) 効果的・効率的に業務を運営するためにとるべき措置

ア 効果的・効率的に業務を運営するための体制の確立

(ア) 本部の各部及び地方事務所等は、各種会議を通じて情報の共有を行うとともに、本部・地方事務所等の間において業務連携や他部署応援等を行い、効率的な業務運営に努めた。

(イ) 令和4年度に更改した新情報システムについて安定的に運用を行い、データの正確性を確保するとともに、機能改善等により、円滑かつ効率的な業務の遂行を支援した。また、出入国在留管理庁とのシステム連携を含む蓄積した情報について業務において活用した。

なお、申請等の手続のオンライン化については、「規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）」において、「今後の技能実習制度の見直しの方向性も踏まえつつ、オンライン化に向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。」とされたことから、システム構築については、制度設計が具体化された後に検討する段取りとなる。

#### イ 人材の育成及び確保による安定した業務運営体制の整備

(ア) 本部、地方事務所等の業務遂行のため、必要となる人員を確保するとともに、契約職員の育成等に係る課題を解決し、安定した組織運営を実現するため、契約職員に対する人事評価制度を導入し、発揮した能力や業績をきめ細かく的確に把握・評価するとともに人材育成やパフォーマンス向上のツールとして活用を図った。

(イ) 機構の安定的な業務運営に貢献し、将来的に機構の中核を担う管理職候補者を想定したプロパー職員登用試験を実施し、13名を登用した。

(ウ) 現下の課題に沿った研修を実施し、担当職員の専門性の確保及び業務能力の向上を図るとともに、新規採用者に対してもeラーニング研修により当機構に係る横断的な知識等の付与を行った。さらに、全職員対象に適正な業務運営及びコンプライアンスの推進を目的とする研修や新たに管理職となった職員に対して、マネジメント能力の向上を目的とするラインケア研修を実施し、業務を円滑に推進できる体制の構築を図った。

#### ウ 適正かつ効率的な予算執行に向けた措置

(ア) 一般管理費及び業務経費について、不要な支出の削減を図るため、職員に対し、研修等の機会を通じ、「コスト意識・ムダ排除」の意識を高めることにより、省資源、省エネルギー等に努め、冗費の削減等の効率化を図った。

(イ) 契約については、原則として一般競争入札によるものとしたほか、過去に実施した入札・契約について、課題や契約の際に改善すべき点等を検討するため、契約監視委員会を設置するなど等の措置により、予算執行の一層の適正化を推進した。

(ウ) 事業の実施費用や実績等について総務部門で情報集約を行い、適切な進捗管理を行うことで、効果的な事業の実施が図られるよう改善を行った。

### (2) 機構が質の高いサービスを提供するためにとるべき措置

#### ア 共通事項

(ア) 業務の計画的遂行及び進捗管理並びに部門横断的対応  
業務の進捗状況を役員及び幹部職員が定期的に点検し、その結果を踏まえて

業務改善を図り、本部の各部及び地方事務所等が技能実習法令に規定する技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に係る業務を円滑かつ公平・中立的に進めた。

また、監理団体、実習実施者及び送出機関における技能実習生を巡る違法な契約が指摘されていることを踏まえ、技能実習計画の認定審査時等や既に国内において開始されている技能実習において、不適切な契約を確認した際には、情報を入力した部門から各部門に情報を共有するとともに、監理団体等への実地検査を実施し、その結果に基づき、送出国政府へ通報等を行い、調査や処分を求めることや技能実習生の保護を図るため、母国語相談又は技能実習継続のための支援等を行った。

#### (イ) 内部統制の推進体制の整備

役職員倫理規程、公益通報規程等について研修等を通じて職員への周知を図ったほか、理事長をはじめとする役員や幹部が出席する内部統制委員会・コンプライアンス推進委員会・リスク管理委員会で策定した計画に基づき、リスク管理の取組を行った。

#### (ウ) 効果的な情報提供及び広報の実施

技能実習制度の円滑な定着を図るため、外部機関等からの講習会への講師派遣依頼に対応するとともに、監理団体や実習実施者が制度を適切に活用するための自主的な取組を促す必要があることから、関係情報を収集・整備し、これらの情報を容易に入手できるよう、ホームページをはじめ、様々なツールを活用して効果的に提供した。

また、機構における業務の内容、相談窓口の紹介、関連行事等の情報のほか、主務省庁とのリンク情報、帰国後技能実習生フォローアップ調査や技能実習制度に係る幅広い情報について、ホームページ等を通じて積極的に広報を行った。

このほか、機構の業務運営に関し、業務統計に加え、新たに、監理団体から提出された「事業報告書」及び実習実施者から提出された「実施状況報告書」を、内容を精査しとりまとめた上で、令和4年度分については令和6年3月に公表した。

さらに、監理団体及び実習実施者に対して、技能実習の継続が困難等となった場合の各種届出の提出を励行するよう周知するとともに、実習先変更支援、母国語相談及び地方事務所等の窓口等の所在について周知した。特に令和6年能登半島地震においては、ホームページに特設ページを設けて必要な情報を掲載、XやFacebook、監理団体・実習実施者向けメール配信サービスを活用して、各種支援策等の周知に努めた。

#### (エ) 情報セキュリティの確保及び個人情報保護の推進

① 情報セキュリティ対策教育教材、個人情報漏えい防止マニュアル及び個人情報保護チェックリストを活用した職員研修等を通じて、情報セキュリティ規

定・個人情報保護規定の周知徹底及び情報リテラシーの向上を図った。

- ② 令和4年度に更改した新情報システムにおいては、脆弱性対策、アクセスログの定期的点検、システムの維持・管理を委託する事業者における情報漏えい防止対策等必要なセキュリティ対策を行った。
- ③ 令和5年12月に不正アクセスが確認された機構の運営する実習先変更支援サイトについて、主務省庁と連携を取りながら、適切に再発防止対策を行った。
- ④ 文書の誤送付等の情報漏えい事案が発生した際には、「個人情報漏えい防止マニュアル」に基づき、迅速な対応を行うとともに、各地方事務所等には情報を共有することで再発防止等に繋げるべく注意喚起を文書等で行った。また、各地方事務所に対し、情報漏えい事案の再発防止策として、「個人情報漏えい防止マニュアル」を会議等において周知した。

#### イ 協力覚書（MOC）に基づく送出国政府との連携

MOCに基づく情報共有及び通報等を迅速かつ的確に実施した。

また、MOCに基づく定期協議を実施（ベトナム、インドネシア、カンボジア、フィリピン及びネパールの5か国、ベトナムは2回）した。

さらに、優良な送出機関の事例を盛り込んだ「外国の送出機関を選ぶ際のポイント」を作成し、機構ホームページでの公開及び送出国政府への情報共有を行った。

#### ウ 送出機関等における違法な契約に係る部門横断的な取組

監理団体、実習実施者及び送出機関における技能実習生をめぐる違法な契約が指摘されていることを踏まえ、部門を横断した取組を行った。

また、不適切な契約を確認した際には、機構内で情報共有するとともに、監理団体等への実地検査、送出国政府への通報、母国語相談又は技能実習継続のための支援等も実施した。

#### エ 技能実習計画の認定に関する事項

##### （ア）適正な認定申請に向けた取組

認定申請の手続及び必要書類についてホームページに案内を掲載し、内容に変更があるものについては見直しを行ったほか、監理団体及び実習実施者に対する申請手続についての相談等の機会を通じて、事前に周知・説明を行うとともに、申請案件の受理を行う際に、必要な確認を行い、令和5年度においては、329,754件の申請を受理し、355,894件の認定の措置を行った。

##### （イ）適正かつ効率的な審査

技能実習法令に基づく認定基準等の要件に照らして適当であるか否かについて事実確認を厳正に行うとともに、これまで蓄積された審査の事例や実地検査結果を踏まえた事案の的確な見極めに努め、審査の適正・効率化を図った。特に技能実習生の権利保護に係る基準について重点的に審査を行った。

また、提出された技能実習計画が技能実習法令等に照らして適正な内容であるか確認を行い、内容に問題・疑義のあるものについては、必要な指導・調査を行ったほか、主務省庁から過去に不正行為の認定を受けた監理団体又は実習実施者

が新たに技能実習を開始する場合は、必要に応じ指導担当部署とも連携して調査を行い、事案によっては本部認定課にも確認を受けた上で措置を行う等の取組を行った。

申請を受理してから長期間にわたり措置がなされていない案件について定期的に本部に報告を行わせ業務の進捗状況を把握し必要な指導を行ったほか、複数の地方事務所等を本部職員が訪問して、計画認定業務に係る業務指導を行った。

#### オ 実習実施者からの技能実習開始等に係る届出の受理に関する事項

①実習実施者が技能実習を開始した場合（実習実施者届出）、②技能実習の計画認定に軽微な変更があった場合（技能実習計画軽微変更届出）及び③技能実習を行うことが困難となった場合（技能実習実施困難時届出）の届出を適切に受理し、必要な確認を行った。

また、技能実習生の行方不明事案又は死亡事案を把握した場合、可能な限り優先的に実地検査を実施した。速やかに実地検査を行うことが困難な場合には早期に賃金台帳等客観的資料を入手し、これを精査し、可能な限り速やかに実地検査を行った。

#### カ 監理団体からの申請・届出等に係る審査に関する事項

##### （ア）適正な申請等に向けた取組

監理団体の許可に係る申請書の記入方法等について、ホームページ掲載の記載例を更新した。

また、許可基準に係る解説動画を作成してホームページに掲載し、監理団体等が視聴できるようにするとともに、審査課職員に対する研修資料としても活用した。

令和5年度の監理団体許可申請は、162件を受け付け、151件を進達した。監理団体許可有効期間更新申請は661件を受け付け、690件を進達した。事業区分変更許可申請は205件を受け付け、180件を進達した。

##### （イ）適切な進行管理と審査

定期的に未処理案件の状況及び審査方針を確認・共有し、組織的な管理の下に迅速かつ適正な処理を行った。新規申請、更新申請及び変更届出では進捗管理簿を活用した進行管理に努めているところであり、特に、更新申請については、許可期限を見据えた進達・許可証発送を行う必要があるため、各担当者の処理状況を踏まえ、申請案件の配分を行い、主務省庁とも連携するなどして適切な進行管理を図った。また、新規申請については、新規案件担当者が定期的に進捗状況の確認や問題点の洗い出しをした結果、迅速かつ適切な処理を行うことができた。

#### キ 監理団体及び実習実施者に対する実地検査

監理団体及び実習実施者に対して、技能実習法令に定められた報告書の提出を求めるとともに、全ての監理団体に対して年1回、実習実施者には3年に1回の頻度で実施することを目標に実地検査を行った。

(ア) 令和6年度年間検査方針の策定等

地方事務所等においては、本部から示された令和5年度年間検査方針等に基づき、年間検査計画及び月間検査計画を策定し、計画的かつ効率的な実地検査を実施した。本部においては、全ての地方事務所等に対し監察を実施し、技能実習制度を取り巻く全国的な課題を把握・整理した上で、令和6年度年間検査方針を策定した。

(イ) 実地検査の実効性の確保

実地検査に当たっては、技能実習法令に基づき、実習実施者や監理団体の設備や帳簿書類を検査し、技能実習の実施状況及び技能実習生の待遇の状況を把握するとともに、通訳人や携帯型翻訳機器の活用等により、技能実習生から直接ヒアリングを行い、実習状況等の確認を行った。

実地検査で技能実習法違反が認められた事案やその他改善すべき事案については、改善勧告や改善指導を行った上で、改善報告書を提出させるなどにより是正状況を確認した。関係行政機関との連携については、相互通報制度の運用のほか、必要に応じて合同検査を実施した。

(ウ) 担当職員の専門性の確保・業務能力の向上

各種研修の実施及びマニュアル等の整備をすることなどにより、実地検査業務の基礎となる知識の習得及び実務能力の向上を図った。

ク 技能実習生の保護

(ア) 技能実習生からの通報・申告、母国語での相談対応等

技能実習生が、実習実施者又は監理団体に法令違反があった場合の申告やその他の幅広い各種相談をしやすいように母国語による相談窓口を設置し、令和3年度から相談対応日を増やした。令和5年度においては、9,276件の母国語相談に対応し、85件の申告を受理した。

法令違反等の疑いがある事案については、指導担当部署と援助担当部署間で情報共有や積極的な対応を行い、的確な実地検査につなげるとともに、ホームページ、技能実習生手帳及びリーフレット等を活用し、技能実習生等への母国語相談の周知を行ったほか、令和5年度においては、地方公共団体等に1,082件訪問するとともに、実地検査等の機会に技能実習生との面接等を1,997件実施した。

(イ) 技能実習継続のための支援

① 実習先変更支援

実習実施者の経営上の都合や実習実施者の違法行為等により技能実習の継続が困難となった技能実習生が実習先を変更して引き続き技能実習を行うことを希望する場合、他の実習実施者の下で技能実習を行えるように監理団体に対して転籍に向けた調整を行うよう指導する等の支援を行った。

また、地方事務所等における技能実習実施困難時届出書の受理時などにおいて、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先変更支援の実施について積極的に監理団体への指導を行った。必要がある場合には機構による

個別の実習先変更支援を実施し、令和5年度においては、70件の個別の実習先変更支援を実施した。

さらに、技能実習生の受入れ先となり得る監理団体の情報の受付、提供を行うため、実習先変更支援サイトを運営し、当該サイト登録の励行周知を行った。令和5年度においては、同サイトに161件のユーザーID登録があった。

## ② 宿泊支援

技能実習生が監理団体や実習実施者が用意した宿泊施設を活用できない特別な事情がある場合には、新たな宿泊施設が見つかるまでの間、宿泊施設を提供し、保護を行った。

## (ウ) 第3号技能実習への移行希望者への支援

実習先変更支援サイトにおいて、第3号技能実習生の受入れに関する情報を技能実習生に提供した。

## (エ) 技能実習生手帳の改訂・配布及びアプリの活用

主務省庁と連携し、技能実習関連法令や通報・申告及び相談窓口、その他日常生活を送る上で技能実習生が知っておくべき知識等を記載した技能実習生手帳の改訂を行った。令和5年度においては、同手帳をホームページに掲載したほか、9言語、約22万部（うち第7版増刷分が約2万部、第8版が約20万部）を作成し、技能実習生が入国する際に地方出入国在留管理局を通じて配布した。また、令和3年度から運用を開始した技能実習生手帳アプリについては、令和5年度も引き続き、ホームページに掲載したほか、地方事務所等が監理団体や関係機関等への訪問時などにリーフレットを配布するなど幅広く周知を行った。

## (オ) 担当職員の専門性の確保・業務能力の向上

技能実習生からの相談等への対応、技能実習継続のための支援等を適切・的確に実施できるよう各種研修を実施したほか、マニュアル等の整備を行った。

## ケ 第2号技能実習への移行対象となる職種・作業の拡大

第2号技能実習への移行対象となる職種・作業の追加を希望する業界団体等に対し、業所管省庁の同意、海外の実習ニーズの存在及び技能実習評価試験の構築等の職種・作業の追加に必要な要件を説明するとともに、職種・作業の追加に向けた具体的な作業について、主務省庁、関係機関と連携して、指導・助言した。

## コ 技能検定等の受検のための手続の支援

技能実習生の技能検定等の受検について、受検手続支援サイトにおいて、監理団体等から申請のあった受検者情報について在留期限や受検希望期間等申請情報に不備がないか等の確認を行い、試験実施機関に取り次ぐことにより、技能実習生が適切な時期に確実に技能検定等を受検できるようにした。

また、技能検定等の試験実施機関との連携に努めたほか、監理団体等に対し、リーフレットの配布等、機会を捉えて試験実施機関への協力について案内した。

#### サ 技能実習生の日本語学習のための環境整備

技能実習生の入国前講習、入国後講習、実習期間中等の様々な機会に活用が可能となるよう、漁業関係職種を対象とした日本語教育教材を作成した。また、日本語教育アプリの対象職種に繊維・衣服関係職種を追加した。

当該日本語教育教材及びアプリ（日本語教育ツール）については、ホームページに掲載したほか、送出国政府及び在京大使館に対しても幅広く周知を行うとともに、厚生労働省を通じて養成講習機関に対し周知依頼を行うなどした。

#### シ 労働安全衛生に係る指導の実施

技能実習生が安全で安心して技能実習ができるよう、労働災害により技能実習の実施が困難となった事案等について、全数実地検査を実施した。

また、監理団体が実習実施者に対して監査を行う際に活用できるよう、安全衛生チェックリスト（農業職種、建設職種、食品製造職種及び機械金属職種）を機構で作成し、ホームページに掲載する等周知を図った。

#### ス 技能実習に関する調査及び分析

帰国した技能実習生等に対し、帰国後の就職状況、職位の変化、日本で修得等した技能等の活用状況等の調査を行い、公表した。

また、監理団体から提出された「事業報告書」及び実習実施者から提出された「実施状況報告書」については、内容を精査し取りまとめ、令和4年度分については令和6年3月に公表した。（再掲）

#### セ 地域協議会等を通じた関係機関との連携

本部において、各種事業協議会への出席等を通じ、主務省庁及び関係行政機関等との密接な連携を図った。

また、地方事務所において、全8地区（北海道、東北、関東、中部、関西、中国、四国、九州）における地域協議会への出席を通じて出入国在留管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の第一線機関や地方公共団体等と技能実習制度の適正化に向けた密接な連携を図った。

### 7. 機構が対処すべき課題

技能実習生が安心して技能実習を行うことができるよう、技能実習計画の認定審査や監理団体・実習実施者に対する実地検査、技能実習生への援助等を行ってきたところであるが、現下において、機構が対処すべき課題として、以下の2点が挙げられる。

まず、技能実習制度の適正化の推進である。技能実習法施行から6年が経過したが、いまだに技能実習法違反で指導される実習実施者や監理団体が存在する。このため、検査の件数のみならず、OJTの実施及びマニュアルの整備等により、地方事務所等における検査能力の向上を図り、質の面での実効性も高め、的確かつ厳格な検査を行えるよう取り組む。

また、技能実習生からの相談・申告対応、実習先変更支援に向けた監理団体への助言・指導、個別の実習先変更支援及び宿泊支援、技能実習実施困難時届出書から把握した内容を端緒として事実関係の調査を行う等全ての地方事務所等において、援助業務のより一層

の推進に向けて能動的かつ積極的に取り組む。

これらの課題に効果的に対応し、安定した組織運営を実現するため、プロパー職員の登用、人事制度の見直しを進める。

8. 当該年度における短期借入金の状況  
該当なし

9. 当該年度における国庫補助金等の状況

(単位：千円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (A) - (B)	備 考
収入				
積立金より受入	16,494	0	16,494	
手数料収入	1,150,263	1,460,412	△310,149	
国庫補助金等収入	6,247,741	6,247,741	0	外国人技能実習機構交付金
その他収入	—	127	△127	
計	7,414,498	7,708,280	△293,782	
支出				
事業諸費	5,694,850	5,138,250	556,600	
一般管理費	1,719,648	1,649,646	70,002	
予備費	0	0	0	
計	7,414,498	6,787,896	626,602	